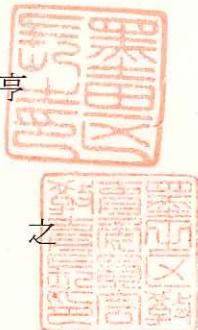


令和2年5月15日

墨田区議会議長  
田中 邦友 様

墨田区長  
山 本 亨

墨田区教育長  
加 藤 裕 之



新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書への回答について

令和2年4月28日付で要望のあった標記の件について、別添のとおり回答いたします。

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書への回答について

No.	要望事項	要望に対する回答
1	新型コロナウイルス感染症対策に関する支援制度を区民に分かりやすく案内すること。	区のお知らせにおいては、1・2面を活用し、国・都・区の各種助成・貸付け制度の周知を図った。また、区ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する支援策一覧ページを作成し、併せてSNSや区長のメッセージ動画による情報発信を行っている。今後も引き続き、各種媒体を活用し、適切に区民に分かりやすい情報発信を行っていく。
2	区立小中学校・幼稚園及び保育園の休校・休園に係るゴールデンウィーク後の対応を早期（ゴールデンウィーク前）に決定し、関係者に周知すること。	【保育園】 ・4月30日に、5月31日まで原則休園とすることを決定し、保護者に周知した。  【区立小中学校・幼稚園】 ・区立学校における対応方針については、国・都の方針等を踏まえて決定している。GW後の対応については、5月4日付の国の方針及び5月5日付の都の方針を踏まえ、区としては5月7日に対応方針を定め、保護者等へ周知した。
3	休校中の区立小中学校における自宅学習の学校間格差を解消すること。	各学校では、学習内容として、教科書や復習プリントである「ふりかえりシート」や、学校が作成したプリントを用いて家庭学習に活用している。臨時休業延長後それに加え、各学校は一週間単位の学習スケジュールを子どもに配付することで、計画的な学習が行われるようにし、学校間格差の解消に取り組んでいる。
4	就学援助受給世帯に休校中の給食費を給付するなど、生活保護受給世帯とに生じている学校給食費の取扱いに係る不公平を是正すること。	就学援助世帯の臨時休業中の学校給食費については、金銭給付による支援策を行う。
5	今後、緊急事態宣言期間が延長された場合、保育園内定者の復職期限を10月1日を前提に延長すること。	復職期限の延長については、10月1日までとする。
6	保護者や介護を行う人等が感染した場合、子どもや高齢者、障害者の一時受入場所の確保や生活支援などの対策を講ずること。	保護者が感染して子どもの世話をする人がいない場合は、児童相談所と連携して子どもの一時保護を依頼する。高齢者や障害者については、事業者に相談しながら、受け入れ先の確保など生活支援に努めていく。
7	教育委員会として、児童・生徒及び保護者に対し、分かりやすい情報発信に努めるとともに、SNS等を活用した相談しやすい体制を整備すること。	学校ホームページや学校情報連絡メール等のツールを効果的に活用して、わかりやすい情報発信に努めていく。また、SNS等を活用した相談体制の整備について検討を進めていく。

No.	要望事項	要望に対する回答
8	家庭内暴力や虐待に対する相談・支援体制の拡充と、メンタルヘルス対策を強化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>すみだ女性センターにおいて「女性のためのカウンセリング&amp;DV相談」を行っており、加えて、区公式HP等で国や都の相談窓口についても周知している。</li> <li>家庭内暴力や虐待などの問題に対し、母子・父子自立支援員、女性相談員及び家庭相談員が面談と保護や必要時の訪問・同行等を行っている。また、メンタルヘルス対策については、すみだ女性センター、東京都女性相談センター、子育て支援センター等と連携し、保健師やケースワーカー等の支援体制を拡充している。</li> </ul>
9	事業者に対する融資等の実行について、時間を要するケースが発生していることなどから、家賃等の固定費など直近の資金繩りに対応できるよう、支援策を検討すること。また、金融機関、信用保証協会等に対し、各種融資制度への早期の対応を要請すること。	現在行っている支援策に加え、国において固定費の事業者支援について検討していることなど、国、都及び他区の動向を注視し、必要に応じて支援策を検討・実施する。また、現在、国が金融機関及び信用保証協会に対して事務の迅速化を要請しており、当区においても引き続き早期の対応を促していく。
10	土業等を活用し、各種補助金の申請手続に対する支援を行うこと。	区ホームページやSNS、区のお知らせ等を活用し、適切な各種相談機関の周知を図るとともに、土業等を活用し、相談・手続きに関する支援を行う。
11	特別定額給付金等の支給開始に係る特殊詐欺対策を推進すること。	安全・安心メールによる啓発メールを繰り返し発信するとともに各老人クラブ会長、町会・自治会長宛に郵送又はFAXで啓発チラシを送付した。また、警察署が老人クラブ会長宅を訪問する際に区の啓発チラシも合わせて投函するように依頼した。そのほか、区のお知らせ、区のホームページ及びツイッターを用いた注意喚起を行っているほか、青色防犯パトロールカーで区内全域に広報アナウンスを実施している。今後もこうした対策を徹底していく。

No.	要望事項	要望に対する回答
12	公園利用を継続するために、公園内で密集しないよう注意喚起を強化すること。	利用者が多い公園を中心に、職員がパトロールを行い、利用者同士が密集しないよう声かけを行っている。ステイホーム等の注意喚起看板を、利用者が多く密集状態が危惧される公園に追加で設置する。区のホームページやツイッターで、公園を利用する際には3密を避ける等の注意喚起の内容を掲載・配信する。
13	介護施設等における感染拡大防止と、その従事者への感染リスクの軽減対策など、事業継続に向けた支援策を講じ、体制を崩壊させないための取組を強化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年2月13日付厚生労働省発「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」ほか、同省から継続的に発出されている各種通知に基づき、感染予防対策の周知を図るとともに、各サービスの運用と報酬請求に係る弹力的な措置を行っている。</li> <li>国の事務連絡に十分留意して施設運営を行うよう施設職員に周知を行っている。また、各施設は、定期的な清掃に加えて、消毒を徹底しており、緊急事態宣言発令期間中は、施設運営に支障がない範囲での時差出勤や、自転車通勤・休暇の活用等の推奨により、職員の感染予防の励行を促している。</li> <li>区内介護サービス事業所に対し、マスク配布を実施した。また、感染拡大防止策の徹底や感染疑いの早期把握等について、国からの通知の情報提供をするとともに区からも通知しており、引き続き事業所支援を行っていく。</li> <li>また、感染予防対策（事前検温の徹底やマスク着用等）を行うよう周知を図っているほか、施設利用者等に対して、家庭での介護が可能な場合等には利用自粛をお願いし、感染予防に努めている。</li> <li>国、都及び他区の動向を注視し、介護施設や従業者への感染拡大・リスクの軽減及び事業継続のための支援を関係課と連携し実施していく。</li> </ul>
14	PCR検査について、民間検査機関の活用も視野に入れ、必要な人が速やかに検査を受けられる体制を確保すること。	本区では4/10から区施設にPCR外来を設置し、独自に検査体制を充実させている。診療については、医師会及び訪問看護ステーション協会へ委託し、検体検査は民間検査機関へ委託している。区としての努力は続けていくが、引き続き、国や都に対し、「帰国者・接触者外来」の増設、対応力向上策について働きかけていく。
15	マスクを確保することが困難な区民に対する支援（マスクバンク等）を検討すること。	現在、各団体や個人等から寄付されたマスクを活用し、全庁的な調整を行ながら、医療関係者や福祉施設利用者等を含めて計画的に配布している。今後も引き続き、区民の感染防止の観点から、優先順位を付けて適切に配布していく。

No.	要望事項	要望に対する回答
16	住民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、猶予を広く周知するとともに、減免制度の活用を推進すること。	徴収猶予については、既に区のホームページや区のお知らせ等で制度を周知しており、今後も納入通知書の発送時等に、適宜、周知を行う。また、保険料等の減免については、国からの通知等に基づき、適切に制度の活用を図っていく。

この度は、改めて御質問ありがとうございます。お尋ねのとおり、市町村税の徴収猶予制度は、市町村が課税する税金の滞納に対する柔軟な対応策として、平成25年4月より導入されました。徴収猶予制度では、原則として、徴収する税金の額の5割未満の滞納額に対して、徴収猶予が適用され、徴収猶予期間は原則として3ヶ月とされています。徴収猶予期間中の滞納額は、原則として徴収猶予期間終了後、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。徴収猶予制度は、徴収猶予期間中の滞納額が徴収猶予期間中の徴収猶予額未満の場合、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。徴収猶予制度は、徴収猶予期間中の滞納額が徴収猶予期間中の徴収猶予額未満の場合、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。

また、徴収猶予制度では、徴収猶予期間中の滞納額が徴収猶予期間中の徴収猶予額未満の場合、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。徴収猶予制度では、徴収猶予期間中の滞納額が徴収猶予期間中の徴収猶予額未満の場合、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。

また、徴収猶予制度では、徴収猶予期間中の滞納額が徴収猶予期間中の徴収猶予額未満の場合、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。徴収猶予制度では、徴収猶予期間中の滞納額が徴収猶予期間中の徴収猶予額未満の場合、徴収猶予期間中の滞納額を算出し、徴収猶予期間終了後3ヶ月以内に徴収する形となります。